

札衛研保第 1163 号

令和 7 年(2025 年) 3 月 5 日

関係医療機関 各位

札幌市衛生研究所長 八田 智宏

新生児マススクリーニング事業の検査業務委託について ～その 2～ (通知)

皆様におかれましては、日頃から札幌市の新生児マススクリーニング事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 7 年 4 月 1 日をもって本事業の検査業務を外部委託することについては、令和 6 年(2024 年)10 月 2 日付札衛研保第 673 号にてお知らせいたしましたが、改めて今後の検査対応等について、別紙のとおりお知らせいたします。

【問合せ先】

札幌市衛生研究所保健科学課母子スクリーニング検査係

電話 : 011-841-7672、E-mail : boshi_screening@city.sapporo.jp

【別紙】

新生児マススクリーニング事業における検査業務委託後の変更点について（その2）

1 令和7年3月から4月にかけての検体送付先について

検体（2回目以降の採血を含む）の送付先は以下のとおりです。

貴院からの検体発送日	検体送付先
3月31日(月)まで	札幌市衛生研究所
4月1日(火)以降	一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター (道薬検)

2 検査資材について

新しい検査資材は令和7年3月中に道薬検より関係機関へ発送予定です。令和7年4月からは以下の新しい様式・取扱いの検査資材のご使用をお願いします。

資材	主な変更点
パンフレット	・デザイン、問い合わせ先等
申込書	・里帰り先住所記載欄の追加 ・検査済み検体の研究等への利用承諾に関する記載欄の削除
依頼書・封筒	・宛先
採血ろ紙	・レイアウト等変更なし（現在の採血ろ紙も使用可能） ・検査業務委託化にあたり、新生児マススクリーニングのために採血されたろ紙血液の残余を、一般社団法人北海道希少疾病早期診断ネットワークが行っている有料の追加検査に使用することに合意しております。 したがって、令和7年4月以降は、有料の追加検査を申し込む場合であっても、当該有料の追加検査で使用している青色のろ紙での採血と提出は不要です。

3 検査に関する連絡について

記載事項の確認、結果票発行、再採血依頼及び要精密検査判定の連絡は、道薬検が行います。なお、結果票の印字内容については、以下のとおり変更があります。

取扱い	現行	令和7年4月以降
出生体重が2,000g未満で検査正常のとき	正常	低体重
2回目以降の採血が必要なとき	要再検	再採血
精密検査が必要なとき	要精査	精密検査

4 要精密検査判定時の手続きについて

精密検査受診の際、各区保健センターより乳児精密健康診査受診票を発行していましたが、令和7年3月をもって発行は終了となります。令和7年4月以降に精密検査受診の際は、貴院から精密検査医療機関宛ての紹介状の発行をお願いいたします。

要精密検査児の居住地	現行	令和7年4月以降
札幌市内	精健票（保健センター発行）	紹介状 （採血医療機関発行）
札幌市外	紹介状（採血医療機関発行）	

5 検査済み検体の保存期間について

令和7年4月以降に受付された検査済みの検体は、道薬検で3年間保存します。

なお、令和7年3月31日までに受付された検体は、検査済み検体の研究等への利用承諾の有無に応じて1年間又は10年間、札幌市衛生研究所で保存します。

6 問い合わせ先について

(1) 検査について（検査結果、検査資材の補充等）

一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター（TEL 011-824-9414）

(2) 制度について

札幌市衛生研究所 保健科学課（TEL 011-841-7672）